

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと休日は、
の翌日)

目次

- ◇ 告 示
- 生活保護法による医療機関の指定
- 診療所を廃止した旨の届出
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定
- 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百三十五号の廃止
- 結核予防法による医療機関の指定
- 飼料の分析検査の概要

告 示

鳥取県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十四年 五月十日	森脇外科医院	境港市馬場崎町 二二九番地	外科、整形外科、 皮膚科、胃腸科	森脇 司良
十七日	富谷歯科医院	倉吉市河原町 一、九〇四番地	歯科	富谷欣之助

鳥取県告示第三百七十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
富谷歯科医院	倉吉市河原町 一、九〇四番地	歯科	昭和四十四年五月十六日

鳥取県告示第三百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用点数表
山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	内科、小児科、循環器科、胃腸科	山本 栄	昭和四十四年六月二日	乙表 点数表
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一の一七	科、小児科、整形外科、麻酔科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿器科、産婦人科、歯科、放射線科	日本赤十字社 東 龍太郎	一日	甲表 点数表
馬淵医院	材木町一〇六	内科、小児科	馬淵 節雄	一日	乙表 点数表
労働福祉事業団 山陰労災病院	米子市皆生一四八〇	内科、整形外科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿器科、理学療法科	労働福祉事業団 理事 中西 實	一日	甲表 点数表
医療法人同愛会 博愛病院	加茂町一丁目一	内科、外科、小児科、産婦人科	理事 庄司 保親	一日	乙表 点数表
医療法人共済会 清水整形外科病院	倉吉市宮川町一、二、九	整形外科、理学療法科	理事長 清水 正章	二日	乙表 点数表
富谷歯科医院	河原町一九〇四	歯科	富谷欣之助	五月十七日	乙表 点数表
由良歯科医院	東伯郡大栄町由良宿五五六	牙科	下村 政雄	六月二日	乙表 点数表
タナカ歯科医院	鳥取市川外大工町一五の二	牙科	田中 隆正	一日	乙表 点数表
平山歯科医院	米子市錦町二丁目一六七	牙科	平田 志郎	八日	乙表 点数表
須山眼科医院	東町五五	眼科	須山 棟一	二日	乙表 点数表

鳥取県告示第三百七十六号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和四十四年六月十五日から実施する。

昭和四十四年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公衆浴場入浴料金の統制額

区 域 別	（十二才以上）の者	（六才以上十二才未満の者）	（六才未満の者）	婦人洗髪
鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市の区域	三十円	十九円	十円	十円
右に掲げる区域以外の区域	二十八円	十七円	八円	十円

鳥取県告示第三百七十七号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百三十五号（公衆浴場入浴料金の指定について）は、昭和四十四年六月十四日限り廃止する。

昭和四十四年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年六月一日	山本内科医院	倉吉市宮川町 二丁目七六番地	山 本 栄

鳥取県告示第三百七十九号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十四年四月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	登 録 番 号	検 査 結 果				収 去 年 月 日 及 び 其 他 特 記 事 項
		粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社	5,555	17.0	3.0	5.0	8.0	昭和44年4月8日 米子市昭和町 鳥取県経済農業協同組合連合会 米子支所倉庫
くみあい標準配合飼料中雑用1号	3,943	14.0	3.0	7.0	9.0	
くみあい標準配合飼料大雑用1号	4,446	19.0	4.0	5.0	8.0	
後期 くみあい標準配合飼料若肉鶏プロイラー用	4,398	21.7	3.5	3.1	6.2	昭和44年4月8日 米子市東福原580ノ9 協同飼料株式会社山陰営業所
神戸市葦合区小野浜町1番地の地先 協同飼料株式会社神戸工場						
協同印効難用完全配合飼料コーラルデンソック						

協同印中雛用完全配合飼料	4.315	17.0 18.1	3.0 3.7	6.5 3.0	10.0 7.0	昭和44年4月8日 米子市糶町2丁目138 米子市糶町3丁目112 島根飼料畜産株式会社米子営業所 粗たん白質不足
協同印成鶏用完全配合飼料さくらマッシュ	3.378	17.0 17.9	3.0 3.0	6.0 2.7	11.0 8.2	
協同印若肉鶏ブロイラー用完全配合飼料	2.861	17.0 17.3	3.5 5.6	6.0 3.4	9.0 5.2	
協同印若肉鶏肥育完全配合飼料ブロイラー 一スレック	5.957	17.0 17.2	3.5 4.7	6.0 3.1	9.0 5.5	
協同印若豚用完全配合飼料ニクトン	5.958	13.0 13.4	3.0 4.0	7.0 2.9	9.0 6.5	
協同印種豚用完全配合飼料	4.319	15.0 15.5	2.5 2.9	8.0 5.6	10.0 8.0	
協同印幼豚用完全配合飼料コロゲン	4.583	17.0 17.7	2.5 3.8	6.5 3.9	9.5 6.3	
坂出市駒止町1丁目4番25号						
日本農産工業株式会社坂出工場						
マルエイ印幼雛育成用完全配合飼料ネオ特 製マッシュ	3.147	20.0 22.1	3.0 3.5	5.0 2.1	8.0 5.6	
マルエイ印大雛育成用完全配合飼料大雛用	3.149	14.0 14.7	3.0 3.3	7.0 4.3	10.0 7.3	
マルエイ印成鶏用完全配合飼料さつき	4.496	16.0 14.7	2.5 3.3	7.0 3.6	11.0 10.7	
マルエイ印成鶏用完全配合飼料プロヒット	4.475	16.0 16.0	2.5 3.8	7.0 3.2	11.0 9.2	
マルエイ印幼豚育成用完全配合飼料マルコ G	5.428	15.0 16.2	2.0 3.2	6.5 3.2	9.0 5.4	
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場 日清印幼雛用完全配合飼料日清マッシュ	3.032	21.0 20.0	3.0 3.2	6.0 2.7	9.0 7.2	

日清印中雛育成用完全配合飼料	4,552	17.0 17.2	3.0 3.3	6.0 2.5	9.0 7.7	昭和44年4月9日 米子市昭和町29 丸石産業株式会社米子支店
日清印大雛育成用完全配合飼料	3,429	14.0 14.0	3.0 3.3	7.0 4.2	10.0 9.9	
日清印成鶏用完全配合飼料ニューレグホン ヒット	4,579	15.0 15.2	2.5 3.5	6.0 2.9	11.0 10.4	
和戸市長山区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場	1,901	14.0 15.0	3.0 3.6	7.0 5.7	9.0 5.5	
三井印完全配合飼料大雛用	4,557	15.0 16.3	2.5 3.5	7.0 2.3	11.0 10.0	
三井印完全配合飼料成鶏用ハイニューマ ツ	5,711	14.0 14.7	2.0 3.3	7.0 3.9	9.0 5.3	
三井印完全配合飼料成種豚飼育用種豚用ブ リニニールA	5,710	13.0 14.2	2.0 3.3	7.0 4.1	8.0 5.7	
三井印完全配合飼料若豚育成用肉豚用ホツ グニールM-40	4,952	18.0 18.3	5.0 8.1	5.0 2.2	7.0 4.9	
尾崎市西高洲町27番地 東急エビス産業株式会社関西工場	4,634	16.0 17.0	2.5 4.3	7.0 2.7	11.0 9.7	
エビス印若肉鶏完全配合飼料Sプロイラー	4,663	17.0 18.2	2.0 3.8	6.5 3.2	8.0 6.8	
エビス印完全配合飼料成鶏用赤マツジユ	5,817	15.0 15.1	2.0 2.8	7.5 4.2	10.0 6.2	
エビス印若豚完全配合飼料肉豚肥育						昭和44年4月9日 米子市西福原 塩谷繁商店

【備考】 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	飼 料 の 名 称	表 示 区 分	検 査 結 果				収 去 年 月 日 其 他 特 記 すべき 事 項
			粗たん 白 質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料種鶏用1号	くみあい配合飼料種鶏用1号	表	17.0	3.0	7.0	11.0	昭和44年4月8日 米子市昭和町 鳥取県経済農業協同組合 連合会米子支所倉庫
			17.7	3.3	3.3	9.1	
			14.0	2.0	8.0	8.0	
			14.8	3.0	3.1	5.6	
くみあい配合飼料肉豚用前期	くみあい配合飼料肉豚用前期	表	16.0	2.0	8.0	11.0	
			16.9	2.8	5.8	7.8	
神戸市長田区初瀬島町1丁目1番地の5 三興株式会社神戸飼料工場	くみあい配合飼料種豚用ハイグレード	表	14.5	1.5	7.0	9.0	昭和44年4月8日 米子市昭和町 鳥取県経済農業協同組合連合会 米子支所倉庫
			15.0	3.1	3.7	6.2	
神戸市兵庫区東出町2丁目153番地 神戸くみあい飼料株式会社	くみあい配合飼料若牛肥育用キングビーフ前期	表	15.0	2.0	9.0	9.0	昭和44年4月8日 米子市昭和町 鳥取県経済農業協同組合連合会 米子支所倉庫
			16.0	3.7	6.3	7.0	
坂出市駒止町1丁目4番25号 日本農産工業株式会社坂出工場	ワルエイ印完全配合飼料仔豚用人工乳ワルコB	表	18.0	2.5	4.0	8.0	昭和44年4月8日 米子市稚町2丁目138 有限会社江畑商店
			19.5	5.2	1.6	5.2	
岡山市桑田町1丁目24	ワルエイ印完全配合飼料種豚用シルバー	表	16.0	2.0	8.0	10.6	昭和44年4月8日
			17.5	2.8	5.3	6.5	

小山物産株式会社 月印動物たん白質混合飼料	表	22.4				40.0 39.5	米子市糶町2丁目138 有限会社江畑商店
神戸市東区小野浜町1番地1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場 日清印完全配合飼料プロイラー種鶏成鶏用	表	16.0 16.8	2.0 3.8	7.0 3.0	12.0 10.4		昭和44年4月9日 米子市糶町3丁目112 島根飼料畜産株式会社米子営業所
日清印若豚用完全配合飼料	表	14.5 14.5	2.0 2.7	7.5 1.8	10.0 5.1		
日清印成組豚用完全配合飼料後期	表	14.0 14.5	1.5 2.7	8.0 4.4	10.0 6.2		
福岡市那の津3丁目50番地 日清製粉株式会社福岡飼料工場 日清印豚用完全配合飼料ピギー	表	16.0 16.3	2.0 3.2	5.5 2.6	7.5 5.3		昭和44年4月9日 米子市糶町3丁目112 島根飼料畜産株式会社米子営業所
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場 三井印完全配合飼料プロイラー用フイニツ シヤーB	表	16.0 18.2	5.0 6.9	5.0 2.6	7.0 4.6		昭和44年4月9日 米子市昭和町29 丸石産業株式会社米子支店
三井印完全配合飼料豚育成用ホヅグミールP-20	表	16.0 17.5	2.5 3.5	7.0 3.4	8.5 6.0		
三井印完全配合飼料種豚用ブリーミールB	表	13.0 15.1	2.0 3.1	10.5 6.8	9.5 8.5		
尾崎市西高洲町27番地 東急エビス産業株式会社園四工場 エビス印若肉鶏完全配合飼料プロイラーチ ック	表	20.0 20.1	3.0 3.4	5.0 2.4	7.0 6.6		昭和44年4月9日 米子市西福原 塩谷繁商店
エビス印若豚完全配合飼料ニュービッグ	表	15.0 15.5	2.0 2.2	8.0 7.3	10.0 6.3		

神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場 不二養豚基礎配合飼料基礎1号 不二養豚基礎配合飼料種豚用						昭和44年4月9日 米子市西福原 塩冶繁商店 粗たん白質不足					
表			20.0	2.0	6.5	9.0					
表			19.8	4.3	3.3	7.5					
表			17.0	1.5	7.5	10.0					
表			17.3	4.2	4.5	7.2					

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を示し、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】